



発行新 鴻 県第 84 号平成29年10月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

### 告 示

- 1172 県税の収納事務の委託の一部改正(税務課)
- 1173 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 1174 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 1175 道路の区域変更(道路管理課)
- 1176 道路の区域変更(道路管理課)
- 1177 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1178 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1179 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1180 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1181 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

#### 公 告

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

### 病院局管理規程

7 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程(病院局業務課)

### 病院局告示

8 公金の収納事務の委託 (病院局総務課)

### 病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

### 人事委員会規則

6-1809 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課) 教育委員会公告

平成30年度新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施(義務教育課)

# 告 示

## ◎新潟県告示第1172号

県税の収納事務の委託(平成28年3月新潟県告示第294号)の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から 実施する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後		改	正	前	
1 委託を受けた者			1 委託を受	けた者			
$(1) \sim (7)$ (略)			$(1) \sim (7)$	(略)			

(8) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート

(9)  $\sim$  (15) (略)

(8) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セコマ

 $(9) \sim (15)$  (略)

2·3 (略)

### ◎新潟県告示第1173号

2 · 3 (略)

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計 画を次のとおり認可した。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

	7 D. C 7 D. C. C 7 D. C 7 D. C. C. C 7 D. C 7 D. C. C 7 D. C. C 7 D. C. C 7 D. C						
市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地					
胎内市	2者	横道竹ノ花67番ほか13筆 1.9ha					
見附市	1者	庄川町貝ヶ島1515番ほか14筆 1.3ha					
十日町市	1者	沖立688番ほか2筆 0.7ha					
津南町	6者	下船渡己6405番ほか42筆 5.8ha					
合 計	10者	75筆 9.8ha					

2 認可年月日

平成29年10月30日

# ◎新潟県告示第1174号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出 があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15004	登録年月日	<u> </u>	<b>F成14年8月20日</b>					
登録検査機関	実践の名称 一般社団法人新潟県農産物検査協会								
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司								
主たる事務 所の所在地	新潟県新	潟市西区山田2310番地1	5						
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	重類 国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば								
曲立地心木	j	豊 産	物材	<b></b> 查	員	成	分検査業	美務 受 3	委 託 先
農産物検査を行う区域	氏 名	在 住	所	農産物の種類	証明書番号		登録検査機関 の 名 称		主たる事務所の 所 在 地
新潟県	<del>倉沢 哲哉</del> 中澤 誠	新潟県燕市吉田下中! 新潟県新潟市西蒲区	-	もみ、玄米、大豆もみ、玄米、大豆	K1514015 K1524028	=			
備考	考 略称『新潟県検査協会』 平成29年10月31日 農産物検査員2名の削除。 検査員合計677名。								

# ◎新潟県告示第1175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
村上市海老江字義平松20年 同市福田字十日市344番1		新	13.0	~54.	・10メ	ート	ル	1, 512. 9メ	ートル

村上市福田字前川原2337番から 同市福田字十日市344番1まで	In	(A) 8.5~37.0メートル	598. 4メートル
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで		(C) 13. 0∼54. 0メートル	1, 512. 9メートル

- 備考1 上記(A)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
  - 2 路線の重用
    - 一部区間県道新潟新発田村上線と重用

## ◎新潟県告示第1176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市余川字牛蒡島3363番1から	新	25.4~47.6メートル	23.8メートル
同市余川字牛蒡島3364番8まで	Ш	25.4~27.2メートル	8.0メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

### ◎新潟県告示第1177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成19年8月31日新潟県告示第1700号)を次のとおり解除する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米山 隆一

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
千之坂地区	十日町市松之山天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

上笹野地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下湯地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下仙ケンソ地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(1)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(2)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(3)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(4)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(5)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(6)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(1)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	土石流
湯本地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	地すべり
千之坂地区	十日町市松之山天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

# 1 十日町地域振興局管内

1 十口叫地域振興向官內			
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上笹野地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下湯地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下仙ケンソ地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(2)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松之山湯本(4)地区	十日町市松之山湯本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千之坂地区	十日町市松之山天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて

縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1180号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成29年10月31日

新潟県上越地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成29年10月18日

3 指定道路の位置等

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
糸魚川市南寺町3	丁目38番4の一	6.00	34. 90
部、38番9の一部	3、38番10の一部		

### ◎新潟県告示第1181号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成29年10月31日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成29年10月23日

3 指定道路の位置等

位置	幅員 (メートル)	延長(メートル)
村上市新町1036-1、1036-9	O 6.00	27. 75
内		

# 公 告

## 大規模小売店舗の新設について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ラ・ムー燕店

所在地 燕市吉田東栄町73番4 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 大黒天物産株式会社 法人代表者氏名 代表取締役 大賀 昭司 住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5
    - ほか1社
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 大黒天物産株式会社

法人代表者氏名 代表取締役 大賀 昭司 住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5

- ほか1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年6月21日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計 計 2,984平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計126台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計60台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計96平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計18.69立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 大黒天物産株式会社
      - 24時間
    - ・株式会社ツルハ

午前7時から午後12時

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - ・出入口の数 4箇所
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ・荷さばき施設1及び2午前6時から午後9時
- 7 届出年月日

平成29年10月20日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課 (なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成29年10月31日から平成30年2月28日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先 商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

### 新潟県病院局管理規程第7号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改	正	前
別表 (第2条関係)	別表(第	(2条関係)		
1~45 (略)	1~45	(略)		
46 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	受			
するための法律(平成17年法律第123号)第	5			
条第8項に規定する短期入所に係る料金のう	<u>2</u>			
同法第29条第1項に規定する特定費用に係る	<u>¥</u>			
<u>金</u>				
(1) 食事の提供に要する費用				
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的	<u> </u>			
支援するための法律施行令(平成18年政	<u> </u>			
第10号。以下「障害者総合支援法施行令」	_			
という。)第17条第1号に規定する者				
<u>(ア)</u> 朝食 <u>1 食につき</u> 410	<u> </u>			
<u>(イ)</u> 昼食 <u>1 食につき</u> <u>510</u>	9			
<u>(ウ) 夕食 1 食につき 510</u>	<u> </u>			
<u>イ</u> 障害者総合支援法施行令第17条第2号か	<u>.</u>			
第4号までに規定する者				
<u>(ア)</u> 朝食 <u>1 食につき</u> 230	<u> </u>			
<u>(イ)</u> <u>昼食</u> <u>1 食につき</u> <u>280</u>	9			
<u>(ウ)</u> 夕食 <u>1 食につき 280</u>	<u> </u>			
(2) <u>光熱水費</u> <u>1日につき</u> <u>320</u>	9			
備考 (略)	備考	(略)		

#### 附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

# 病院局告示

## ◎新潟県病院局告示第8号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を 次のとおり委託した。

平成29年10月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 委託した事務
  - 新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
  - 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号
  - 東京ビジネスサービス株式会社
- 3 委託期間
  - 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

# 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動採血管準備装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月31日

新潟県立リウマチセンター院長 中園 清

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

自動採血管準備装置 1式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月31日(土)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年11月10 日 (金) 午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年11月14日(火)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札 仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと きは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡検査管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月31日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量 内視鏡検査管理システム 1式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限

平成30年3月16日(金)

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年11月7日(火)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年11月10日(金)午前10時00分 新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

入札金額に消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者である場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、小腸内視鏡について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月31日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

小腸内視鏡 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。 (3) 納入期限

平成29年12月28日 (木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年11月13日 (月) 午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、逆浸透法精製水製造装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

平成29年10月31日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

逆浸透法精製水製造装置 1式

- (2) 調達案件の仕様等
  - 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月31日(十)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

県

報

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

新

澙

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び間い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年12月5日(火)午後5時00分

4 入開札の日時及び場所

平成29年12月12日(火)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Purified water production system [1]set

(2) bid submission:

10:00A.M.December 12, 2017

(3) For more information, contact:

Management Division in Japanese,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

# 人事委員会規則

報

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成29年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克 恕

## 新潟県人事委員会規則第6-1809号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)		
準へき地学校	準へき地学校		
所在地 学 校	所在地 学 校		
長 岡 市 小国小学校	長 岡 市 小国小学校		
	柏崎市 第五中学校		
(略) (略)	(略) (略)		

## 附則

この規則は、平成29年11月6日から施行する。

# 教育委員会公告

## 平成30年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施について(公告)

平成30年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

平成29年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

採用及び勤務地について

◆ 県立特別支援学校の寄宿舎指導員・実習助手の採用及び勤務地について

採用は、上越・中越・下越の地区毎とします。採用された地区で専ら勤務することが採用条件となり、全県 的な異動による勤務はありません。(地区については4(1)イを参照)

平成30年度は、寄宿舎指導員は上越地区、実習助手は中越・下越地区で募集します。

- ◆ 県立高等学校実習助手の採用について 平成30年度は、農業及び工業で募集します。
- 1 検査の目的

新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

2 出願種別及び募集地区・採用予定数

#### (1) 一般選考

出 願 種 別	募集地区	採用予定数
ア 県立特別支援学校寄宿舎指導員	上越地区	2人程度
イ 県立特別支援学校実習助手	中越地区	2人程度
	下越地区	1人程度
ウ 県立高等学校実習助手「農業」		1人程度
工 県立高等学校実習助手「工業」		1人程度

- (2) 身体障害者特別選考
  - 2(1)一般選考のすべてで募集します。
- 3 出願の資格
  - (1) 一般選考
    - ア 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
    - イ 昭和33年4月2日以降に生まれた者
    - ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、平成30年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業 見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認められる者
  - (2) 身体障害者特別選考
    - 3(1)に加えて、以下の要件を必要とします。

身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者

- ※ 選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。
- 4 主な職務内容及び勤務場所等
  - (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員·実習助手
    - ア 職務内容
      - ・寄宿舎指導員(※宿日直勤務等交代制) 寄宿舎に入舎している児童生徒と起居をともにし、食事・入浴・排泄指導等の日常生活上の世話及び

生活指導に従事する。

• 実習助手

作業学習、職業教育等について、教諭の職務を助ける。

イ 勤務場所 採用地区の県立特別支援学校

県立特別支援学校寄宿舎指導員採用地区・勤務場所

該当校9校

採用地区	勤務場所
上越地区	高田特別支援学校、上越特別支援学校
中越地区	長岡聾学校、月ヶ岡特別支援学校
下越地区	新潟盲学校、新潟聾学校、江南高等特別支援学校、村上特別支援学校
(新潟市を含む)	東新潟特別支援学校

# 県立特別支援学校実習助手採用地区・勤務場所

該当校19校

採用地区	勤務場所
上越地区	高田特別支援学校、上越特別支援学校、吉川高等特別支援学校
中越地区	長岡聾学校、月ヶ岡特別支援学校、小出特別支援学校
中越地区	はまなす特別支援学校、柏崎特別支援学校、吉田特別支援学校
下越地区 (新潟市を含む)	新潟盲学校、江南高等特別支援学校、江南高等特別支援学校川岸分校、西蒲高等
	特別支援学校、村上特別支援学校、新発田竹俣特別支援学校、駒林特別支援学校、
	五泉特別支援学校、佐渡特別支援学校、東新潟特別支援学校

勤務場所は、平成29年10月1日現在

### ウ その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・人事異動については、「新潟県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手人事異動方針」により取り扱う ものであること。
- (2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

#### ア 職務内容

- ・農業 農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・ 整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・工業 工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・ 整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- イ 勤務場所 県立高等学校
- ウ その他
  - ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
  - ・採用に当たり勤務地を問わないこと。
  - ・人事異動については、教諭に準じて取り扱うものであること。
  - ・学校の統廃合等により過員となった場合、担当する教科等を変更することもあること。
- 5 選考の日時・場所・内容
  - (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手(身体障害者特別選考を含む。)

第1次選考は、出願書類審査及び筆答検査(論文及び一般教養検査)を行い、この結果、一定の基準に達した者について、第2次選考として個人面接を行います。(ただし、一般教養検査には、「特別支援教育」の基礎的内容を含みます。)

## 【第1次選考検査】

ア 日 時 平成29年12月8日(金)午前9時00分から正午まで

イ 場 所 県立教育センター (新潟市西区曽和100番地1)

ウ 内 容 筆答検査 (論文及び一般教養検査)

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

### 【第2次選考検査】

ア 期 日 平成30年2月2日(金)

イ 場 所 新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)※予定

ウ 内 容 個人面接

※ 詳細については、第1次選考検査の結果通知書を送付する際に明示します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」(身体障害者特別選考を含む。)

選考は、出願書類審査、筆答検査(論文及び一般教養検査)及び個人面接を行います。 (ただし、一般教養検査には、「農業」「工業」の基礎的内容を含みます。)

ア 日 時 平成29年12月8日(金)午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場 所 県立教育センター (新潟市西区曽和100番地1)

ウ 内 容 筆答検査 (論文及び一般教養検査)、個人面接

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

#### 6 出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成29年11月2日(木)から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙(白)に両面印刷してください。

義務教育課ホームページ http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/

高等学校教育課ホームページ http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/

なお、直接交付を希望する場合は、県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手の希望者は県教育庁義務教育課管理第2係、県立高等学校実習助手「農業」「工業」の希望者は高等学校教育課企画振興係において交付します。 (ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、 氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。)を必ず同封してください。 また、封筒の表には「寄宿舎指導員受検願書請求」又は「実習助手受検願書請求」と朱書してください。 (2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

平成29年11月2日(木)から平成29年11月17日(金)までの間に郵送で提出してください。11月17日(金)の消印まで有効です。封筒の表には、「寄宿舎指導員受検願書在中」又は「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

報

- (3) 出願に必要な書類
  - ア 受検願書(所定の用紙)
  - ※ 身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。 イ 自己申告カード (所定の用紙)
  - ウ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込み証明書
  - 工 通知用封筒 2 枚
    - ※ 長形3号に82円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。 また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手をはり、速達であることを朱書してください。
- 7 要項請求先及び出願先
  - (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員·実習助手

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁義務教育課管理第2係

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁高等学校教育課企画振興係 \*注 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

- 8 検査結果の通知
  - (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手(身体障害者特別選考を含む。)
    - ア 第1次選考検査の結果は、平成30年1月中旬までに通知します。
    - イ 第2次選考検査の結果は、平成30年3月上旬までに通知します。
  - (2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」(身体障害者特別選考を含む。)

選考検査の結果は、平成30年1月下旬までに通知します。

\*注 なお、(1)、(2)で不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

- 9 その他
  - (1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知(検査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付します。
  - (2) 提出した書類は返却しません。
  - (3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
  - (4) 検査に関する照会は下記に行ってください。
    - ア 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手希望者(身体障害者特別選考を含む。)

県教育庁義務教育課管理第2係

電話 025-285-5511 (代) (内線3857) 緊急電話 025-280-5603

イ 県立高等学校実習助手「農業」「工業」希望者(身体障害者特別選考を含む。)

県教育庁高等学校教育課企画振興係

電話 025-285-5511 (代) (内線3887) 緊急電話 025-280-5614